

地球温暖化対策税について

平成21年12月4日
環 境 省

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

【課税の仕組み】	①原油、石油製品（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）、ガス状炭化水素（天然ガス、LPG等）、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税（石油石炭税の納税システムを活用） ②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税（揮発油税の納税システムを活用）
【税率】	①（輸入者・採取者） ・原油、石油製品 2,780円／kl （1,064円／二酸化炭素トン、3,900円／炭素トン） ・ガス状炭化水素 2,870円／t （1,064円／二酸化炭素トン、3,900円／炭素トン） ・石炭 2,740円／t （1,174円／二酸化炭素トン、4,303円／炭素トン） ②（ガソリン製造者等） ・ガソリン 17,320円／kl （7,467円／二酸化炭素トン、27,380円／炭素トン）
【税収額】	○総額約2.0兆円 ①全化石燃料への課税1.0兆円強 （うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円） ②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱
【軽減措置】	○以下については、免税とする。 ・製品原料としての化石燃料（ナフサ） ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 ○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応
【実施時期等】	○平成22年4月より実施。 ○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。
【使途】	○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。

○その他

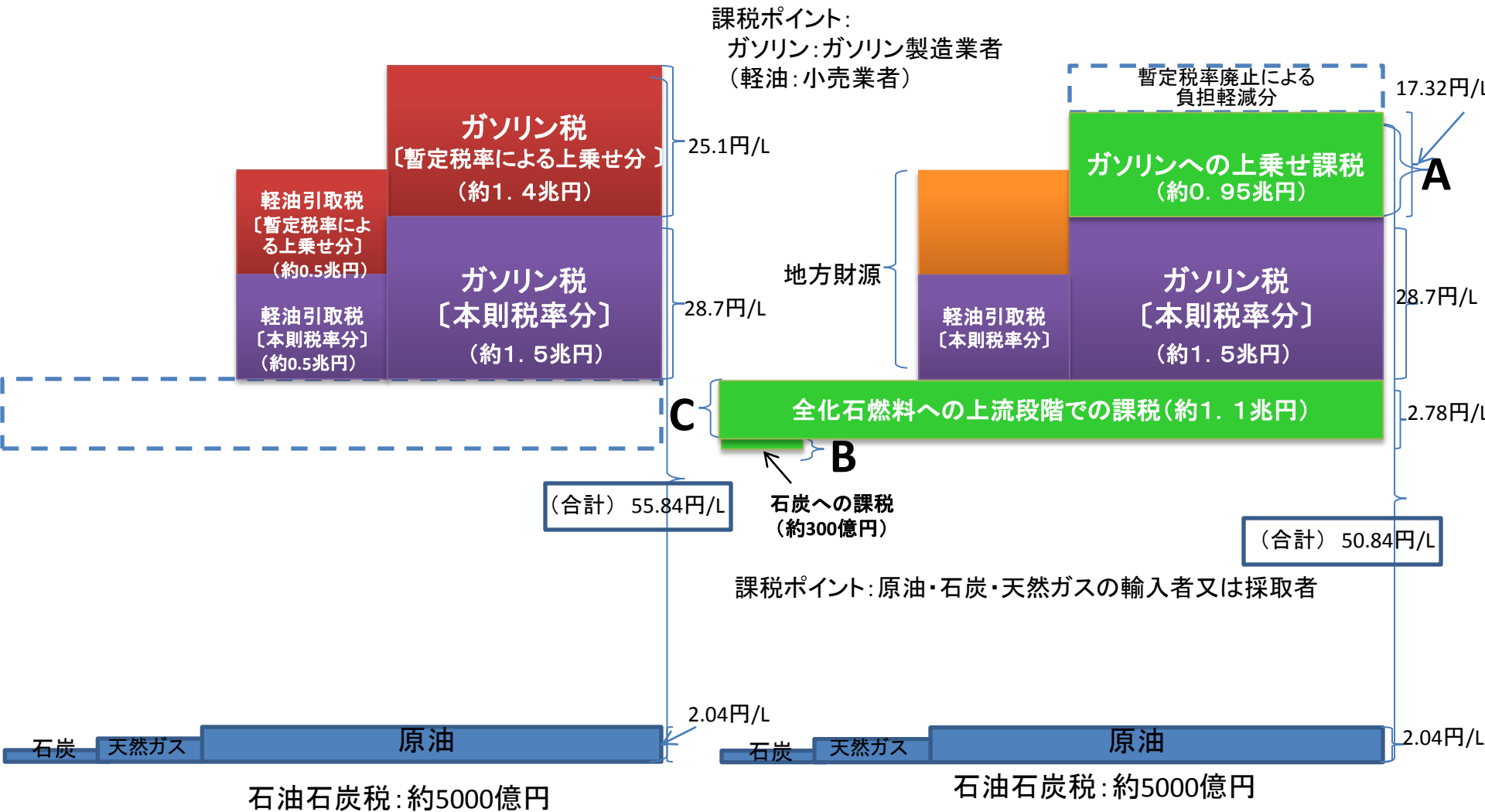
・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

地球温暖化対策税の全体像

※ 【〇円/L】は、ガソリンの税率

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕



諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など		
・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税(Additional duty)導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	ノルウェー	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)		
・1992年	デンマーク	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加)
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入
	ドイツ	再生可能エネルギー法による固定価格買取制度(FIT)開始
＜参考＞2003年10月「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 : 各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定		
・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2005年	EU	EU域内排出量取引制度(EU-ETS)開始
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入
・2008年	スイス	二酸化炭素税(CO2 levy)導入
・2010年	フランス	炭素税(Carbon tax)導入(予定)

日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油引取税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	38,681 (円) 〔炭化水素油税 : 38,681〕	34,286 (円) 〔炭化水素油税 : 34,286〕	6,116 (円) 〔炭化水素油税 : 6,116〕	881 (円) 〔気候変動税 : 881〕	1,481 (円) 〔気候変動税 : 1,481〕
ドイツ	39,424 (円) 〔エネルギー税 : 39,424〕	25,115 (円) 〔エネルギー税 : 25,115〕	1,267 (円) 〔エネルギー税 : 1,267〕	510 (円) 〔エネルギー税 : 510〕	1,677 (円) 〔エネルギー税 : 1,677〕
フランス	36,557 (円) 〔石油産品内国消費税 : 36,557〕	22,873 (円) 〔石油産品内国消費税 : 22,873〕	859 (円) 〔石油産品内国消費税 : 859〕	510 (円) 〔石炭税 : 510〕	907 (円) 〔天然ガス消費税 : 907〕
オランダ	42,206 (円) 〔鉱油税 : 42,206〕	22,622 (円) 〔鉱油税 : 22,622〕	21,867 (円) 〔鉱油税 : 21,867〕	765 (円) 〔石炭税 : 765〕	10,600~537 (円) 〔エネルギー税〕
フィンランド	37,768 (円) 液体燃料税 〔基本税 : 34,479 付加税 : 2,879 戦略備蓄料 : 410〕	19,435 (円) 液体燃料税 〔基本税 : 16,375 付加税 : 2,872 戦略備蓄料 : 187〕	3,112 (円) 液体燃料税 〔基本税 : — 付加税 : 2,982 戦略備蓄料 : 130〕	2,595 (円) 電気・特定燃料税 〔基本税 : — 付加税 : 2,526 戦略備蓄料 : 68〕	1,277 (円) 電気・特定燃料税 〔基本税 : — 付加税 : 1,221 戦略備蓄料 : 56〕
デンマーク	33,246 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 31,435 CO2税 : 1,811〕	22,096 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 20,326 CO2税 : 1,770〕	15,103 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 13,277 CO2税 : 1,826〕	13,219 (円) 〔石炭税 : 11,492 CO2税 : 1,727〕	20,868 (円) 〔天然ガス税 : 19,049 CO2税 : 1,819〕
EU最低税率	21,625 (円)	16,124 (円)	697 (円)	232 (円)	412 (円)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約1,689円に設定されており、表中で網掛けしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m3)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕
イギリス	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	16.57 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 16.57〕	2.12 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.12〕	4.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 4.61〕	0.779 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.779〕
ドイツ	91.53 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 91.53〕	65.78 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 65.78〕	3.43 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.43〕	1.23 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.23〕	5.38 (円/kg) 〔エネルギー税 : 5.38〕	1.720 (円/kWh) 〔電気税 : 1.720〕
フランス	84.87 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 84.87〕	59.91 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 59.91〕	2.33 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 2.33〕	1.23 (円/kg) 〔石炭税 : 1.23〕	2.91 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 2.91〕	— 〔地方電気税 : 従価税 ^(注5) 〕
オランダ	97.99 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 97.99〕	59.25 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 59.25〕	59.25 (円/ℓ) 〔鉱油税 : 59.25〕	1.84 (円/kg) 〔石炭税 : 1.84〕	33.99~1.72 (円/kg) 〔エネルギー税〕	15.173~0.070 (円/kWh) 〔エネルギー税〕
フィンランド	87.68 (円/ℓ) 液体燃料税 〔—基本税 : 80.05 —付加税 : 6.68 —戦略備蓄料 : 0.95〕	50.90 (円/ℓ) 液体燃料税 〔—基本税 : 42.89 —付加税 : 7.52 —戦略備蓄料 : 0.49〕	8.43 (円/ℓ) 液体燃料税 〔—基本税 : — —付加税 : 8.08 —戦略備蓄料 : 0.35〕	6.25 (円/kg) 電気・特定燃料税 〔—基本税 : — —付加税 : 6.09 —戦略備蓄料 : 0.17〕	4.10 (円/kg) 電気・特定燃料税 〔—基本税 : — —付加税 : 3.92 —戦略備蓄料 : 0.18〕	0.326 (円/kWh) 電気・特定燃料税 〔—基本税 : — —付加税 : 0.308 —戦略備蓄料 : 0.018〕
デンマーク	77.19 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 72.98 CO2税 : 4.20〕	57.87 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 53.24 CO2税 : 4.64〕	40.92 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 35.97 CO2税 : 4.95〕	31.85 (円/kg) 〔石炭税 : 27.69 CO2税 : 4.16〕	66.92 (円/kg) 〔天然ガス税 : 61.09 CO2税 : 5.83〕	12.667 (円/kWh) 〔電気税 : 11.016 CO2税 : 1.651〕
EU最低税率	50.20 (円/ℓ)	42.23 (円/ℓ)	1.89 (円/ℓ)	0.56 (円/kg)	1.32 (円/kg)	0.070 (円/kWh)

(注1) 使途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金の0~80%)。税率は市で最大8%、県で最大4%である。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。

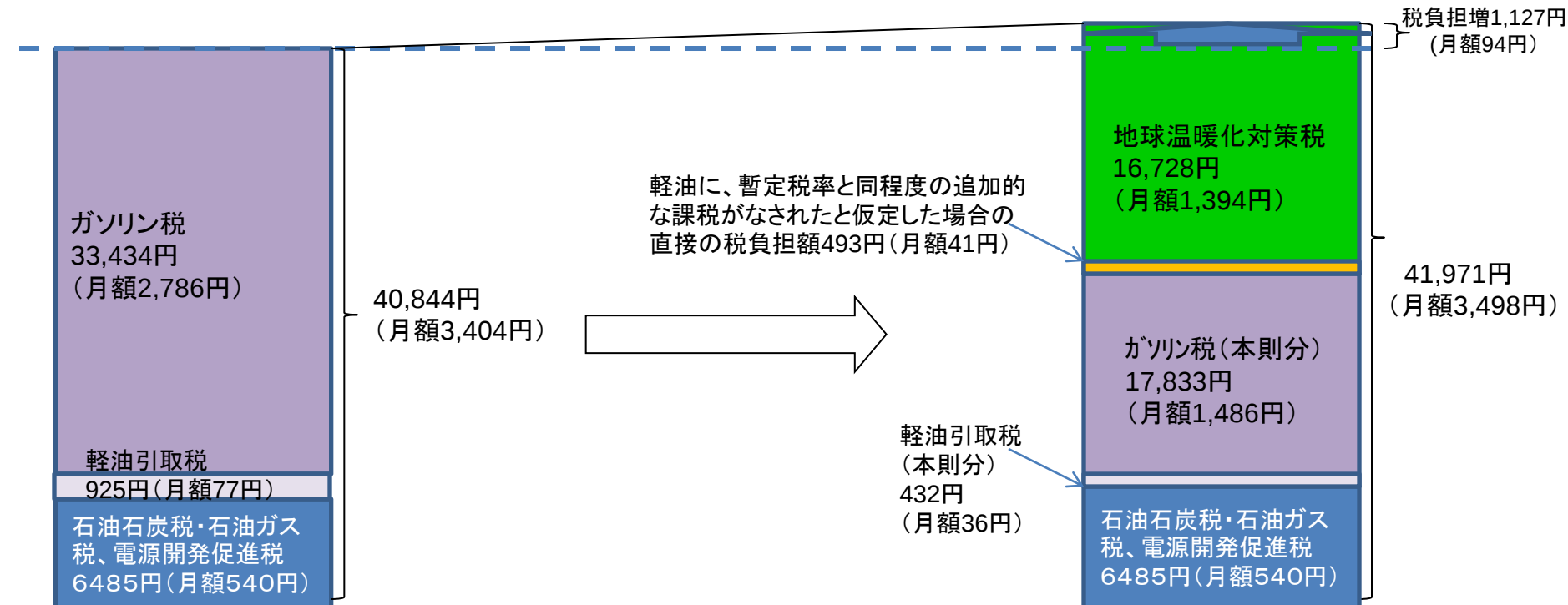
(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約1,689円に設定されており、表中では網掛けをしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m3)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m3)を用いて単位を揃えている。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

世帯当たり直接の税負担額の変化



現行

地球温暖化対策税創設

	年間世帯当たり直接の税負担額
灯油	422
LPG	1,643
都市ガス	255
電力	2,839
ガソリン	34,701
軽油	984
合計	40,844 (月:3,404)

世帯当たり年間1,127円の負担増

・暫定税率廃止に よる負担減	-16,094円
・地球温暖化対策税 創設による負担増	+16,728円
・軽油への追加的な課税 による負担増	+ 493円
	+ 1,127円 (月額94円)

	年間世帯当たり直接の税負担額
灯油	997
LPG	1,897
都市ガス	706
電力	5,719
ガソリン	31,588
軽油	1064
合計	41,971 (月:3,498)

※軽油に、暫定税率と同程度の追加的な課税がなされたと仮定して試算

課税による世帯当たり年間支出額の変化のイメージ

《想定する世帯A》 二人以上の世帯で、関東地区に在住。**ガソリン車を保有。**

	年間支出額	追加的な税負担額		課税後の年間支出額
電気(kwh)	116,888円	0. 52円/kwh × 5,028kwh	2,615円	119,503円
都市ガス(m3)	56,611円	2. 36円/m3 × 427m3	1,008円	57,619円
灯油(L)	14,759円	2. 78円/L × 161L	446円	15,205円
ガソリン(L)	68,099円	－5. 00円/L × 465L	－2,324円	65,775円
合計	256,357円		1,745円	258,102円

《想定する世帯B》 二人以上の世帯で、関東地区に在住。**車を保有していない。**

	年間支出額	追加的な税負担額		課税後の年間支出額
電気(kwh)	116,888円	0. 52円/kwh × 5,028kwh	2,615円	119,503円
都市ガス(m3)	56,611円	2. 36円/m3 × 427m3	1,008円	57,619円
灯油(L)	14,759円	2. 78円/L × 161L	446円	15,205円
合計	188,258円		4,069円	192,327円

※1: 地球温暖化対策税の税率は、環境省提案の「地球温暖化対策税の具体案」による。

※2: 電気、灯油、ガソリンの支出額及び使用量については、平成20年家計調査年報(二人以上の世帯、関東地区)による。

※3: 都市ガスの支出額及び使用量については、平成19年度ガス事業年報を基に推計。

※4: 表示桁数の影響により、税率×使用量の結果等が負担額と一致しない場合がある。

無駄のない行動を促し、家庭のライフスタイルを変化させる。



冷房の温度を1℃高く、
暖房の温度を1℃低く
設定する

年間約33kgのCO₂の削減
年間で約1,800円の節約



週2日往復8kmの車の
運転をやめる

年間約184kgのCO₂の削減
年間で約9,200円の節約



1日5分のアイドリング
ストップを行なう

年間約39kgのCO₂の削減
年間で約1,900円の節約



待機電力を50%削減する

年間約60kgのCO₂の削減
年間で約3,400円の節約



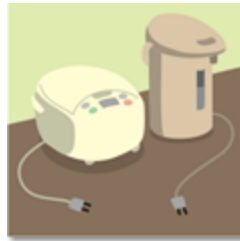
シャワーを1日1分家族
全員が減らす

年間約69kgのCO₂の削減
年間で約7,100円の節約



風呂の残り湯を洗濯に
使いまわす

年間約7kgのCO₂の削減
年間で約4,200円の節約



ジャーの保温を止める

年間約34kgのCO₂の削減
年間で約1,900円の節約



家族が同じ部屋で団らんし、
暖房と照明の利用を2割
減らす

年間約238kgのCO₂の削減
年間で約10,400円の節約



テレビ番組を選び、
1日1時間テレビ
利用を減らす

年間約14kgのCO₂の削減
年間で約800円の節約

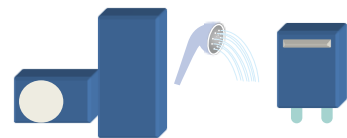


買い物袋を持ち歩き、
省包装の野菜を選ぶ

年間約58kgのCO₂の削減
資源節約

家庭の負担軽減方策の例

省エネ機器導入に伴う光熱費の低減

ハイブリッド自動車 を購入した場合	省エネ家電 を購入した場合	高断熱住宅 を購入した場合	高効率給湯器 を購入した場合
			
(新車の場合) 本体価格 205万円/台 価格差 18万円/台 ・エコカー減税 ・ガソリン代節約 2,259 円/月	(冷蔵庫の場合) 同じタイプで、省エネ性能を ☆3つから☆5つのものに した場合 ・エコポイント ・電気代節約 330円/月	(新築の場合) 本体価格 1000万円以上 価格差 100万円/戸 ・減税など ・光熱費節約 810円/月	(潜熱回収型の場合) 本体価格 32万円 価格差 5万円 ・補助金 ・ガス代節約 740円/月

※1: 平成20年家計調査年報(二人以上の世帯、関東地区)のガソリン支出額、『中期目標検討委員会』および『地球温暖化問題に関する閣僚委員会タスクフォース会合』における国立環境研究所の試算を基に推計

※2: 省エネ家電については、省エネ性能カタログ2009年夏版による。